

## 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和4管理年度における漁獲可能量等

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあつては令和4年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分あつては令和4年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

### 第一 くろまぐろ（小型魚）

#### 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

3,577.1トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、法第15条第4項の規定により関係する都道府県知事の意見を聴いた後、速やかに定めるものとする。

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	1,200.0
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	44.0

くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	25.0
---------------------	------

第二 くろまぐろ（大型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

6,231.9トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、法第15条第4項の規定により関係する都道府県知事の意見を聴いた後、速やかに定めるものとする。

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量
-------------	-------------------

くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	1,829.3
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	1,800.0
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	21.6
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	10.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	730.9